

## 審 議 会 会 議 録

会議名称	令和4年度第1回伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会		
議 題	報告事項 (1) 令和3年度の情報公開等制度の運用状況について (2) 令和3年度の防犯カメラ等の運用状況等について (3) 行政不服審査法による審査請求について 諮問事項 (1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本市の個人情報保護制度の在り方について その他		
開催日時	令和4年10月21日（金） 10時00分～10時53分		
場 所	伊達市役所2階会議室A		
出席者	出席委員 4名、事務局 4名		
	所管部課名	総務部職員法制課	
公開 非公開 の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者の人数	1人
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	
<p><b>【会議の概要】</b></p> <p><b>1 開 会</b>（総務部長）</p> <p><b>2 あいさつ</b>（副会長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以降、会長欠席のため職務代理者である副会長による議事進行</li> </ul> <p><b>3 報告事項</b></p> <p>(1) 令和3年度の情報公開等制度の運用状況について</p> <p>(2) 令和3年度の防犯カメラ等の運用状況等について</p> <p>(3) 行政不服審査法による審査請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添「報告事項資料」に基づき、上記の3項目について事務局より説明</li> <li>・委員からの質疑等は無かった。</li> </ul> <p><b>4 諮問事項</b></p> <p><b>個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本市の個人情報保護制度の在り方について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問の背景について                     <ul style="list-style-type: none"> <li>[事務局] 日本の個人情報保護制度は、自治体の条例制定に遅れて国が法を制定したことで、各自治体や民間など組織ごとに個人情報の取扱いに差が生じていた。そのため、法改正により令和5年4月から、議会を除き、全国どの組織も個人情報保護法に基づき個人情報を取り扱うこととなった。</li> </ul> </li> <li>・(1) 要配慮個人情報                     <ul style="list-style-type: none"> <li>[事務局] 病歴等特に取扱いを配慮すべき個人情報について、地域の実情に応じて規定を加えることもできるが、現行の条例と同様であるため、法律の規定どおりとしたい。</li> </ul> </li> </ul>			

・ (2) 個人情報ファイル簿

[事務局] 法律により、市の事務において千人以上の個人情報を扱う事務について、どのような個人情報を取り扱っているかまとめた帳簿を作成することとなるが、すでに、条例により千人未満の事務についても作成しているため、法律に規定のない千人未満の事務について、伊達市が独自に作成することとしたい。

[委員] 現行では、当審査会の事務では委員の心身の状況の記録については収集しないはず。

[事務局] 個人情報は事務に必要なもののみを収集するという大原則があり、当審査会の事務であれば心身の状況というのは必要のない情報なので、そこにチェックがついていると、なぜなのか問われることになる。

[委員] 税務課には、納税者の個人情報があるはずだが、それも該当するか。

[事務局] そのとおり。事務ごとに全部作成している。

[委員] 当審査会の委員の納税が滞っていた場合はどうなるか。

[事務局] 審査会の事務としては必要ないため収集していない。

・ (3) 不開示情報

[事務局] 情報公開条例との整合性を図るため、法律により開示してはいけない情報を規定することができるとなっているが、現行の規定と同様である法の規定どおりとしたい。

・ (4) 手数料の額

[事務局] 現行どおり、手数料は無料とし郵送料等実費分のみを徴収したい。

・ (5) 代理人による開示請求に係る本人意思の確認

[事務局] 例えば、子への虐待が判明している親が子の情報を開示請求した場合に、職員が子の意思を確認するといった対応を可能にするため、新たに条文を設けたい。

・ (6) 運用状況の公表

[事務局] 法の規定はないが、伊達市独自の規定として今までどおり公表できるようにしたい。

・ (7) 開示等に係る決定等の手続及び期間

[事務局] 法の規定上では開示請求に係る決定までの期限が変更となるが、運用としては現行どおりとしたい。

・ (8) 匿名加工情報提供の手数料

[事務局] ビッグデータと呼ばれる個人を特定できないように加工したデータのことで、企業がデータ分析等に活用できるよう国が推し進めるもの。政令指定都市以外の市町村については当分の間導入しなくていいと規定されており、伊達市としても制度や技術面等の調査研究を必要とすることから、当面は導入しない考えであり、伴って手数料についても規定しない考えである。

・ (9) 審査請求の第三者機関、(10) 審査会への諮問

[事務局] 当審査会の役割が変更となる。後段で改めて説明する。

・ オンライン結合による提供

[事務局] 現行の条文ができた時はセキュリティ上の懸念があったことから、インターネットを通じて第三者に個人情報を提供することを条例により制限していた。しかし、技術が進歩したことから、デジタル化を推進するため、法律によりその制限ができなくなった。なお、これに伴い、セキュリティ面からも個人情報を守る措置をとるよう国から通知が来ている。

- ・ 審査会の役割

[事務局] 現行の条例で当審査会へ諮問することと規定している個人情報の収集及び提供について、全国統一の運用とするため、今後は当審査会への諮問ができなくなる。開示請求に係る審査請求と制度の運営に係る重要事項については、第三者機関として引き続き当審査会において審査をお願いする。

- ・ 影響を受ける制度

[事務局] 直接影響を受ける制度はないと思われる。

- ・ 今後の予定

[事務局] 市長に諮問の答申をした後、12月の議会で条例改正案を提案する。条例改正案が可決されれば、令和5年3月に市民に周知し同年4月に新制度が施行される。

- ・ その他

[委員] 意見として、今回の諮問の件は先のことなので臨場感がなくなるとも言えず、不安な部分もある。人が関わることなのでヒューマンエラーが想定されるが、少しでもないことを願う。

- ・ 答申について

[副会長] 法改正に従うことになるが、その中でも地域の実情により条例で定めることができるものについての諮問ということで、どのようにしたいか事務局より提案があったが、これについて反対がなければ、適当であると市長に答申したいがよろしいか。

(異議なし。)

## 5 閉 会